

新公立病院改革プランの策定について（位置づけ）

りんくう総合医療センター（旧泉佐野市立病院）では、平成 21 年 3 月に「公立病院改革プラン」を策定し、プランを策定した自治体には、不良債務を長期債務に振り替える公立病院特例債を発行できることから、平成 23 年 3 月に約 25 億円の公立病院特例債を発行しました。また、この改革プランの中で、平成 24 年度までに独法化することを明記し、平成 21 年 4 月より、独法化にむけた本格的な手続きを進め、平成 23 年 4 月に地方独立行政法人への移行という経営形態の見直しを行いました。

こうした総務省の要請の結果、経常損益が黒字となった病院の割合が、公立病院改革プラン策定前の約 3 割から約 5 割まで改善するなど一定の成果は見られましたが、昨今の病院経営を取り巻く状況については、診療報酬の実質的なマイナス改定をはじめ、地域ごとに将来の医療提供体制を検討する地域医療構想といった医療制度改革の推進など、依然として厳しい状況が続いています。また、少子高齢化の急速な進展や人口減少など、医療需要が大きく変化しており、公立病院においては、引き続き、さらなる経営改革に取り組み、地域における良質な医療を確保していくことが求められています。こうしたことから、総務省は平成 27 年 3 月に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、「新公立病院改革プラン」の策定を要請しました。

これを受けて、りんくう総合医療センターでは、平成 28 年度から 5 年間の第 2 期中期計画がスタートすることから、平成 28 年度からの新たな中期計画（平成 27 年 12 月策定）をこの新改革プランとして位置づけ、引き続き、経営の効率化を推進するとともに、地域の医療機関等との連携を図りながら、急性期病院としてこの地域に求められる病院の構築に努めていくこととしたところです。

一方で、りんくう総合医療センターは、独法化して 5 年経過し地域の中核病院としてその役割を果たしてきましたが、診療報酬の改定の影響、消費税増税、法定福利に関する給与制度改正等の要因に加え、診療報酬を上げるために診療体制を増強した割にはその効果が発揮されておらず、収益が伸び悩んでおり、資金不足の状況となっています。今後、ますます国の医療制度改革や医療を取り巻く社会環境の変化が厳しくなるなかで、病院として採算性の向上を目指して、収支不足の解消に取り組むとともに、人材確保をはじめ安定的に地域に必要な医療を提供するため、平成 29 年度及び 30 年度の 2 か年は第 2 期中期計画の実施計画として、さらなる収益の確保や給与費の見直しを盛り込んだ財政再建プランを別途策定し（平成 29 年 1 月策定）、とりわけ病院経営の効率化と収益性の向上を図るものとしています。